

## VI章 事業計画

本史跡は広大な面積を有するだけでなく、主な整備対象範囲が4地区5か所に分散している。

そのため、整備期間が長期に及ぶことが想定されるが、段階的に整備を進め、整備が完了した箇所から供用を開始することも予想される。また、住宅地に広がる立地特性から、多様な主体との連携・協働が必要である。

本章では、整備事業が実行可能で効率的なものとなるよう、事業スケジュールおよび計画の推進と体制づくりについて整理する。

### 1. 事業スケジュール

本計画は令和8年度からの概ね10年間を実施期間としている。

主な整備対象範囲全てを一体的に整備することは困難であり、事業スケジュールは前期・後期の整備区分を設定し、段階的な整備の推進を図る（表6-1-1）。

#### （1）前期整備（令和8～13年度）

前期整備は、都市計画道路やコミュニティセンターに隣接し、整備効果が発現しやすいII期政庁〔歴史体感ゾーン〕と国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕と、来訪者の起点となる総合案内ゾーンを主な対象とする。

#### （2）後期整備（令和14年度～17年度）

後期整備は、前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕とI期政庁〔協働保存ゾーン〕を主な対象とする。

II期政庁〔歴史体感ゾーン〕と国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕と同様に、具体的な整備と並行して、本史跡を広く周知し本史跡への興味や関心を高める取組を継続して実施する。

なお、前期の進捗状況を踏まえ、事業計画の見直しが必要になった際には、後期整備の中で検討を行う。

#### （3）継続的な事業

具体的な整備と並行して、遺構表現のためのデジタルコンテンツの開発やSNS等の多様な手段による本史跡に関する情報発信、ワークショップやイベント等を実施することで、本史跡を広く周知し本史跡への興味や関心を高める。

また、筑後国府跡の周辺に所在する歴史遺産や文化施設等と一体的に活用する整備を推進するため、案内・解説施設の設置や回遊ルートの整備に取り組む。

さらに、高良川や高良山、水縄断層への眺望などの景観保全、道路の美装化や電柱の移設、継続した調査・研究などを進める。

表 6-1-1 令和7年度時点における事業スケジュール

	前期整備						後期整備			
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
発掘調査	→ Ⅱ期政庁 西協殿、 国司館北 中央区画	→ Ⅱ期政庁、 総合案内 ゾーン	→ 国司館		→ Ⅱ期政庁、 総合案内 ゾーン	→ 国司館	→ 前身官衙、 Ⅰ期政庁			→ 前身官衙、 Ⅰ期政庁
測量	→ 主な整備対象範囲									
設計	→ 基本設計 (主な整備 対象範囲)	→ 実施設計 (Ⅱ期政庁、 総合案内ゾーン)	→ 実施設計 (国司館)				→ 実施設計 前身官衙、 Ⅰ期政庁			
地形造成・ 遺構保存		→ Ⅱ期政庁、 総合案内ゾーン	→ 安定期間	→ 安定期間			→ 前身官衙、 Ⅰ期政庁	→ 安定期間		
遺構表現				→ Ⅱ期政庁、 総合案内ゾーン	→ 国司館					→ 前身官衙、 Ⅰ期政庁
修景・植栽				→ Ⅱ期政庁、 総合案内ゾーン	→ 国司館		→ 道路美装、電柱移設等			→ 前身官衙、 Ⅰ期政庁
動線				→ Ⅱ期政庁、 総合案内ゾーン	→ 国司館		→ 計画対象範囲内の動線検討			→ 前身官衙、 Ⅰ期政庁
案内解説施設				→ Ⅱ期政庁、 総合案内ゾーン	→ 国司館		→ 主な整備対象範囲外の誘導サイン等			→ 前身官衙、 Ⅰ期政庁
管理便益施設				→ Ⅱ期政庁、 総合案内ゾーン	→ 国司館					→ 前身官衙、 Ⅰ期政庁
公開・活用	→ 国府ウォーク、展示会開催 国府通信発行				→ 体験イベント、地域イベントの開催					
管理運営	→ 恒常的な維持管理（見回り・清掃・除草・剪定）				→ 管理運営体制構築・ 支援者育成		→ 管理運営マニュアル作成			
保存活用 計画	→ 既往計画（令和2年度～）			→ 改訂	→ 改訂版計画（～令和21年度）					

→ : 具体的な調査箇所は未定。事業の進捗に合わせて決定する。

## 2. 計画の推進と連携体制づくり

本計画の推進にあたっては、行政と地域住民、まちづくり運営協議会等の市民団体など、多様な主体との連携・協働が必要である。

ここでは、本計画の実現に向けた推進および関係者による連携・協働の体制（図 6-2-1）について記述する。

### （1）情報発信による理解者・協力者の確保

本計画の実施は、長期に及ぶことが予想され、多くの市民による理解と協力が不可欠である。

このため、SNS 等の多様な手段によって本史跡の価値を広く周知し、より多くの市民や諸団体に保存・活用を促すことによって、理解者・協力者の確保を図る。

### （2）関係部局、関係機関との連携

市街地に所在する本史跡の整備では、多岐にわたる取組が進められる。

具体的には、市の都市建設部、教育部、市民文化部文化振興課、商工観光労働部観光・国際課、協働推進部、健康福祉部等と連携した事業の推進を図る。

本計画の推進にあたっては、指導委員会や市文化財専門委員会、市文化財保存活用地域計画協議会に意見を求めるとともに、文化庁や県文化財保護課からの指導・助言を仰ぎながら、教育や観光、商工等の関係団体と連携して取り組む。

### （3）地域住民や市民団体との連携

本史跡の保存・活用を効率的に進めていくため、地域住民や市民団体など、多様な主体との連携・協働体制の構築を検討する。

公開・活用や管理運営など多分野での連携・協働が想定され、定期的な情報共有とそのため体制構築を検討する。

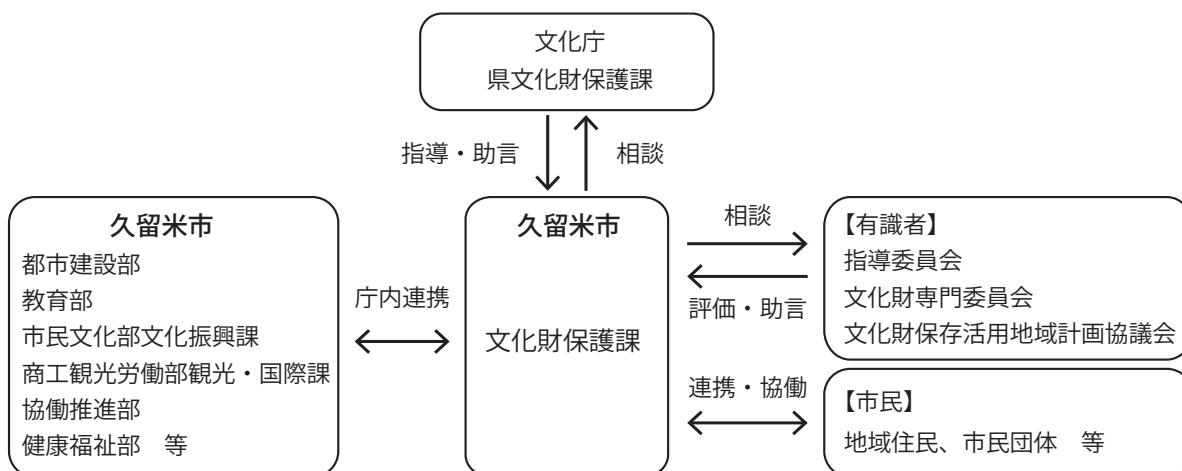


図 6-2-1 多様な主体との連携・協働の体制イメージ

### 3. 今後の課題

本計画の推進にあたり、現状で想定される課題を整理する。

#### (1) 進捗管理と計画の見直し

本計画の推進にあたっては、事業の進捗管理に努め、効果的・効率的な事業の推進が必要である。

本計画は概ね10年間としているが、進捗管理は各年度末や前期整備の終了時点などに実施し、指導委員会において達成状況や課題を検討することによって、計画の推進に支障をきたさないように努める。また、進捗管理での状況を踏まえ、本計画の見直しを図る。

#### (2) 土地の公有化

本史跡指定地には、地域の共有地や所有者不明土地など、公有化できていない箇所（史跡指定総面積の5.25%）が残されている。このため、主な整備対象範囲における遺構の保存と活用が実施できていない。早期の公有化の方法を検討し、主な整備対象範囲の一体的な保存と活用を図る。

#### (3) 史跡の追加指定

計画対象範囲には、Ⅲ・Ⅳ期政庁跡や在国司居屋敷跡など、本史跡の本質的価値を有する地区が広がっている。また、Ⅰ期政庁地区においては一部のみの史跡指定にとどまっており、これらの地区においては、本史跡の一体的な整備を見据え、追加指定を検討する。

#### (4) 事業費の確保

本史跡は広大な面積を有しており、その整備には多額の事業費が必要である。また、事業期間も長期にわたることが予想されるため、継続的・安定的な事業費の確保が必要となる。

事業の効率的で効果的な推進に努めるとともに、事業費については国や県からの補助金のほか、民間の助成制度、クラウドファンディング等の活用を視野に入れ、広く事業費の確保を検討する。

また、整備後は恒常的な維持管理や活用事業など、継続的な事業費の確保を図る必要がある。